

令和5年1月20日

関係各位

一般社団法人全日本吹奏楽連盟
理事長 石津谷 治法

加盟団体に関する登録規定及び各種大会実施規定の改定について

平素より当連盟の事業についてご理解とご支援を賜り、心より感謝を申し上げます。
当連盟では各事業の在り方や各規定について、現在の吹奏楽を取り巻く状況を鑑みながら見直しを行っているところです。

「文化部活動の地域移行」に関しまして、令和4年8月に文化部活動の地域移行に関する検討会議から「提言」、11月にスポーツ庁と文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」が示されました。その中で大会等の主催者には「生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブや複数合同チームの会員等も参加できるよう」見直しを行うよう要請されております。

当連盟においては、中学校部門について参加を希望する全ての中学生がその機会を失うことなく大会に参加できるよう、加盟登録及び各種大会の実施規定を改定することを理事会において決定いたしました。あわせて小学生バンドフェスティバル実施規定の文言の整理をし改定いたします。

つきましては、規定の改定についてのご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 改定する規定

- ・加盟団体に関する登録規定
- ・全日本吹奏楽コンクール実施規定
- ・全日本アンサンブルコンテスト実施規定
- ・全日本マーチングコンテスト実施規定
- ・全日本小学生バンドフェスティバル実施規定
(別紙1. 中学校の部規定改定 別紙2. 各種大会実施規定の改定 参照)

2 実施時期

2023年度（令和5年度）より

中学校の部 規定 改定

加盟団体に関する登録規定

第2条 (部門)

旧 1 部門は、小学生、中学校、高等学校、大学、職場、一般とする。

新 1 部門は、小学生、中学生、高等学校、大学、職場、一般とする。

旧 2 学校教育法に基づく小学生、中学校、高等学校、大学及びこれに準ずる団体は、前項のそれぞれの部門に所属するものとする。

新 2 学校教育法に基づく小学生、中学生、高等学校、大学及びこれに準ずる団体は、前項のそれぞれの部門に所属するものとする。

第3条 (団員の構成員)

旧 (1) 小学生部門 同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。

新 (1) 小学生部門 同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合団体に在籍している小学校児童とする。

旧 (2) 中学校部門 同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童は認める。)

新 (2) 中学生部門 同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。(活動を共にする小学校児童は認める)

各種大会実施規定の改定

1 コンクール実施規定

第5条

(旧) ①中学校の部

(新) ①中学生の部

第6条

(旧) ①中学校の部…50名以内

(新) ①中学生の部…50名以内

第7条

(旧) ①中学校の部

同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)

(新) ①中学生の部

**同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している
中学校生徒とする。(活動を共にする小学校児童の参加は認める)**

2 アンサンブルコンテスト実施規定

第5条

(旧) ①中学校の部

(新) ①中学生の部

第7条

(旧) ①中学校の部

同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)

(新) ①中学生の部

**同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している
中学校生徒とする。(活動を共にする小学校児童の参加は認める。)**

3 マーチングコンテスト実施規定

第5条

(旧) ①中学校の部

(新) ①中学生の部

第7条

(旧) ①中学校の部

同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)

(新) ①中学生の部

**同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している
中学校生徒とする。(活動を共にする小学校児童の参加は認める)**

4 小学生バンドフェスティバル実施規定

(旧) 参加資格は、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

(新) 参加資格は、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している小学校児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。